

香美市 議会だより

2007年 5月
臨時号

題字・岡崎桜雲さん



議員報酬に関する条例 の廃止を審議・採決

平成十八年十二月十九日第四回定例会において、議員報酬の改定に關し「香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」が一部改正された。

このことに対し、平成十九年三月二日に有効署名総数千七百二十一人の署名簿を添え、請求代表者から市長に当条例の改廃請求があった。市長はこれを受理し、三月十六日の平成十九年第一回定例会に改正した条例の廃止を提案した。

※条例の制定及び改廃における直接請求とは

地方自治法第七十四条には、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる

とある。また、この請求があったときは、地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表し、請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見をつけてこれを議会に付議し、その結果を請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければならぬとある。

議会の審議は、通常の議事手続きにより、過半数の議決により可否を決定する。また、付議された事件の審議を行うに当たっては、請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

◎条例とは、地方公共団体がその議会の議決に基づき、所管事項について制定する法であり、香美市の「法律」として拘束力をもつ。罰則規定を伴う場合もある。

請求代表者の請求書

高知県香美市条例の一部を改正する条例を廃止する条例請求書

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香美市条例第50号）は、廃止する。

一 請求の要旨

財政基盤の弱い本市は、税の負担増で市民生活は大変です。市長自らも一般財源の減少が心配されている折から、昨年12月の第4回定例議会で引き上げを可決した市議会議員に対する報酬額を、今回は遠慮され引き上げ前の報酬額にするように求めるものです。

二 請求代表者

高知県香美市土佐山田町楠目 本田 晴義 印

右地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の一部を改正する条例を廃止する条例を請求致します。

平成19年3月2日

高知県香美市長 門脇 楨夫 殿

議案書に添付された市長の意見書

意見書

平成十九年三月二日、地方自治法第七十四条第一項の規定により、有効署名千七百二十一人の連署をもって、昨年十二月議会で可決されました「香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を廃止する請求がなされました。

このことについて、つぎのとおり意見を申し上げます。

今回廃止を請求されています香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という）は、議会協議会の報酬について、先の合併協議会の調整方針の中で、「議会議員の報酬額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する」となっており、合併により五三八戸と拡大になった行政区域で、住民の声市政に届かないのではないかと、中山間地域が一層さびれるのではないかなどの不安感から、平成十八年九月二十三日まで三十八名の議員数の在任特別の対策をとり、在任特別満了後は二十五名としました。こうしたなか、県内の類似団体の報酬額と比較すると著しく低い額となっております。合併前の暫定報酬等審議会において在任特別後の額については「新市が発足してから検討すべきである」とされていたこ

とから、昨年十一月二十二日に香美市特別職報酬等審議会を開催し、特別職の報酬等改定の適否についての諮問を行い、同月二十四日に答申を受けました。

その内容は、市長、助役、収入役及び教育長の給料額は、合併前の暫定報酬等審議会において十分審議され妥当な額で決定されており、改定の必要はなく、一方、議会議員の報酬額改定の適否について、上げることについて全員一致となりました。次に改定額はそれぞれの職ごとに検討することになり、県内の九市を参考とし、その中でも人口の類似している香南市、土佐市及び須崎市の状況を考慮すると共に、社会情勢や財政事情の極めて厳しい本市の事情も考慮し、慎重に決定され、その施行期日は、平成十九年四月一日とするものであります。また、議員定数は、県下の他市の数と比べると多すぎるとの意見が多数ありました。

この答申を基に検討した結果、この答申を尊重し、昨年十二月の議会において改正条例を提案し、同月十九日に可決され、同月二十一日に公布しました。

地方分権が進む中、執行部のチェックだけでなく、合併により拡大になった行政区域で地域住民のニーズを市政に反映させるなど、今後一層議会議員の重要性が増していると考えます。また、将来にわたって若い有能

な方にチャレンジして頂き、市政に新しい風を吹き込んで頂く為にも生活の基盤となる一定の収入が必要と考えます。在任特別満了後、議員定数が二十五名となり、さらに住民の声が遠くならないかという不安や、議員に対する期待感も大きいものがあり、また、香美市の発展には一部の地域だけの活動でなく、市全体の活動が求められ、この広いエリアを十分に活動できる条件を整えなければなりません。なお、合併後の在任特別後三十八名の報酬等の総額は、一億二千七百十万五千三百四十五円で、条例改正後二十五名の報酬等の総額は、一億一千六百九十一万二千八百八十八円となり、合併により経費削減額は、年間一千九百九十九万三千五百七十七円となります。

今回の住民グループによる有効署名千七百二十一人のご意見は真摯に受け止めさせて頂きますが、以上のように慎重な検討を踏まえた結果による改正条例であり、条例制定の手続きにおいても適法妥当なものであるもので、現在の時点では、これを廃止する必要はないと考えます。なお、条例廃止請求により付議する本件「香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例」案は、条文形式が整わない部分があることを申し添えます。

議案審議

賛成少数にて否決

市長の提案理由及び意見、また、請求代表者の意見を聞いた後、質疑応答、さらに7名の議員がそれぞれ、賛成、反対の討論を行った。

その後、採決の結果、賛成5人反対19人となり、賛成少数にて議案第48号は否決された。

反対討論



竹平豊久 議員

議案第四十八号について、議会の意思決定と議員の関係および、職責の観点から反対討論を行う。

まず、議会の意思決定と議員の関係については、議会は住民の信託を受けて住民の意思を代表し、地方公共団体の運営にあたる代表機関である。また、議会の意思と議員の意思の関係は、多数決原理が採用されており、個々の議員の意思が直ちに議会の意思となるものではなく、個々の議員は単に議会意思決定のための表決に参画し、賛否を表すにとどまる。その結果が多

数となったものが、議会の意思決定となる。従って、原則として個々の議員の意思が何であったかは問題とされない。

また、議会の権限として大別すると、議決権、選挙権、調査権、承認権、同意権等があるが、実質的に議会の権限は議決権を中心に構成され、その他の権限も重要であるが大部分は議決権に付随して認められるものとなっている。この議決権行使に際して大事なことは、その提出案件が行政運営において、総合的見地から適切妥当であるか、法的根拠に基づくものか、住民福祉向上に資するものか等が尺度となる。

こうした観点から、今回の提出議案を考察するときに、先の議案議決の適正が問われるものであるが、先の議決は適切妥当な議決といえる。その判断根拠と

なるのが、合併協定書調印の前段にある合併協議会であり、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会の存在である。この協議会・審議会は、ともに住民代表も参画し協議審議がなされている。議決に際しての判断基準の大部分は、その結果の尊重にある。つまり、この議案を否決するということとは、協議会・審議会を否定することになり、ひいては住民代表の意見を無視することにつながる。

次に、議員の職責であるが、議員は住民代表として行政の運営や手法についてのチェック機能として、また議会活動をを通じて行政の動向を正確に事実に基づいて提供するとともに住民の声を行政に反映することが求められる。この点で大事なことは、情報を提供する場合は、事実通りに提供することである。不明

瞭な情報を提供すること、時として住民の不安や不満を掻き立てることにもなりかねない。

事例として今回の提出議案に関し報酬額について挙げると、予算は通常の場合、年間ベースで構成されるものである。つまり、平成十八年度の報酬年額は議員数三十八名で約一億二千七百万円、そして、昨年十二月定例会の条例改正による本年四月以降、つまり平成十九年度議員報酬予算額は、一億一千六百万円となり、その差額は約一千九百万円の減額となる。これはある意味、合併効果が出てきたと言えなくもない。更に次回選挙からは、議員定数が二十二名となり、この状態で推移すれば、その報酬額減額も一千三百五十五万円と試算される。

また、財政難につ

て具体的に本市の状況はどの程度にあるのかを平成十七年度ベースで示すと、決算収支で県内三十五市町村中十一位、財政力指数三カ年平均で十位、経常収支比率で十七位、公債費負担比率で十二位、実質公債比率三カ年平均で十三位・単年度十位、起債制限比率三カ年平均で十三位・単年度十四位、地方債高比率九位、積立金現在高比率十七位の内容であり、厳しい中でも頑張っていると感じ止めるべきではないか。

こうした中で、議会の意思決定と議員の関係および、職責のあり方として見えてくるのが機関決定の重要性、民主主義のルール、事実に基づく情報の提供等である。

合併後一年が経過し、これから香美市グランドビジョンとして掲げる「輝き、やすらぎ、にぎわい」を市民と共

に築き上げていこうとする中、マイナスイメージを唱えるのではなく、将来の可能性、本市のもつ潜在力を引き出す政策提言を行うことが議会と議員の役割であり、職責であると考える。

賛成討論



山崎晃子 議員

私は「議員報酬（歳費）が低ければ低いほど良い」という考えではない。

私たち議員は、市民の負託に応え、議員としての職責を全うしていくために、本会議をはじめ、臨時議会・各種委員会・視察・研修等の議会活動や、議会

活動に関連した事項の調査・研究、住民への議会報告、住民要求や住民意思の把握のための活動等を行うことが求められている。これらに伴う財政的保障は必要と考える。

しかし、これらを決める場合に重要なことは「同規模自治体や近隣自治体の歳費」と単純比較して決めるのではなく、本市の財政力を考慮した上で決めることが重要である。

市の財政力に応じて算出した金額で、議員の活動が保障されるかということや、議員の拘束時間との整合性があるか、専門職として徹すべきではないか等も含め議論を重ね、さらに、市民のみならずが納得のゆく妥当な金額であるか、合わせて判断するべきである。

本市は、財政難を理由に合併をしたばかりであり、合併をした大きな理由は「財政難で

やっていけない」ということであった。あれから「わずか一年」財政の健全化は、まだまだこれからである。

また、現在の住民の暮らしは「定率減税の半減、住民税の増税、介護保険料引き上げ、障害者や医療への負担増」等の影響で、大変厳しい状況にある。このような状況下、住民の暮らしと相反して、議員歳費引き上げを行うことは、住民に理解が得られるものではない。

私たち議員は「住民の代表」として、住民の暮らしや福祉向上を優先して考えるべきであり、自分達の報酬については「住民との合意形成」のもとで進めべきである。

合併後一年を経過した本市の行政は、先の合併協議会の取り決め

反対討論



小松紀夫 議員

議員報酬の改定については、議案に添付されている市長の意見書にある通り、先の合併協議会において、「議員の報酬額については、現行の報酬額及び、同規模の自治体の例をもとに調整する」とある。

また、当時の報酬審議会では、議員数三十八人の在任特例満了後すなわち本市発足後初の議員選挙によって、議員数が二十五人になってからの報酬額は、「新市が発足してから検討すべきである」となっている。

合併後一年を経過した本市の行政は、先の合併協議会の取り決め

を基に運営されている。なぜなら、合併前の旧三町村では、合併協議会のさまざまな協議事項を住民に対し、広報誌（合併協議会だより）で周知を図り、さらに各地域で説明会を実施し、住民に直接に合併協議会での協議事項や取り決めを説明し、理解を求め、その後、合併に至った経緯があることから、合併協定に沿った行政運営・施策の実施は合併新市の根幹であり、合併協定に反する行政運営は住民を欺く行為と考える。

このことから、昨年の十二月議会に提案された「香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、合併協定に沿って昨年九月に実施された議員選挙により、議員が三十八人から二十五人に減数したことから、市長が、報酬等審議会に対し、議員報酬額の適否、また、改定を適当とする

合併後一年を経過した本市の行政は、先の合併協議会の取り決め

場合はその改定額と実施時期について諮問し、報酬等審議会の決定事項を答申として受け、

答申を尊重し提案したものであり、合併協議会の取り決めに遵守した議案であったと思われる。漏れ聞いたところでは、「市民に何ら説明もなく、議員が勝手に自分たちの給料を引き上げた」などと耳にしたが、説明責任をはたすことの難しさを痛感するところである。

さて、昨年の十二月議会に提案された報酬額については、報酬等審議会において合併協定書にある「同規模自治体の例をもとに調整する」ことを基本とし、新市になって議員活動が広域となったこと、また、本市の財政状況を考慮した上での報酬額が示されていると考

と考える。

そこで、香南市・須崎市と本市の財政状況を比較すると、自治体の財政力の強弱を示す指標として用いられる財政力指数は、本市が香南市に次いで県内市町村のうち、十位であり、七位の須崎市ともども似通った数値である。また、経常一般財源の硬直度を示し、財政構造の良否を判断する指標として用いられる経常収支比率は、本市が十七位、香南市が二十五位、須崎市が三十二位である。さらに、公債費の負担が財政運営に及ぼす影響を知る指標である公債費負担比率を見てみると、本市が十二位、香南市が十五位、須崎市が二十八位である。その他、各種指標を比較検討しても、同等もしくは若干良いと思われる。この観点から十二月議会に提案された議員報酬額は、本市より人口の

多い香南市よりは低く、須崎市と同額となり、妥当な報酬額と考えたところである。

また、当議会最年少の立場から言うと、三十代、四十代の子育て世代の者が、議員の職責を果たすための調査・研究や多方面・広範囲にわたる議員活動を行い、その一方で家族を養っていくためには、現在の議員報酬以外の収入がなければ極めて困難と考える。

そうなると、志のある三十代、四十代の勤労世帯の者が、一念発起して議員を目指すとき、この議員報酬がネックとなり断念せざるを得ないことになりはしないかと危惧するところである。極端に言えば、現在の議員報酬では議員報酬以外の収入がある者、また、現役を退いた世代の者に議員が限定されてくるのではないかと思われるところである。

合併したばかりの本市は、正にこれから新しいまちづくりに取り組まなければならない。工科大学や林業総合センターとの連携、テクノパークへの企業誘致、アンパンマンミュージアムや龍河洞等の豊富な観光資源や、山林・水資源等の将来活用可能な資源をどのように生かしていくのか、市政発展のために、執行部と同様に議会にもその責務が強く求められている。

課題山積の今こそ、幅広い世代から議員活動に専念できる人材を確保することが必要と考えるところである。

以上の理由から、直接請求の署名をされた皆さんからは、批判を受けるかもしれないが、香美市議会の将来の更なる充実、そして本市の将来の発展のためにも議員報酬の改定は必要と考える。

新聞報道でこれを知った市民の方々から、この時期に議員報酬を大幅に引き上げることへの疑問や、怒りが湧き起り、議会に対して継続審議にし、「一度立ち止まって考え直してもらいたい」、説明してもらいたい」旨の陳情書も複数の団体から寄せられた。この陳情

賛成討論



大岸真弓 議員

日本共産党議員団を代表して、本条例案に賛成の立場で討論を行う。昨年十二月議会に「香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」が市長より提案された。

新聞報道でこれを知った市民の方々から、この時期に議員報酬を大幅に引き上げることへの疑問や、怒りが湧き起り、議会に対して継続審議にし、「一度立ち止まって考え直してもらいたい」、説明してもらいたい」旨の陳情書も複数の団体から寄せられた。この陳情

の取り扱いを決める議会運営委員会の席で私は「こういった場合は住民の皆さんに丁寧な対応をすべき、陳情は受理し、提出された方にも来ていただいで、意見も聞き、こちらも十分に説明を」と主張したが、多数決の八対一で否決、陳情は不受理とされた。

また、十二月議会の本議案審議において、住民の皆さんの意見を十分伺う時間をとらなくてはならない、十二月議会で決することは時期尚早であると継続審議を求める旨、強く主張してきた。

議会が皆さんからの陳情を不受理にしたことで更に不審が募り、短期間に法定数の約三倍の直接請求の署名が集まったものにとらえている。

今回の報酬額の引き上げにこれほど多くの市民の皆さんが納得できないと表明されている。

るのであるから、住民の意思決定機関である議会としても、一度立ち止まって、説明責任を果たし、住民の皆さんの合意と納得の上で進めていくべきだ。

また議員報酬の引き上げにこれほど多くの皆さんに反対されたということには議員として寂しい思いもあるが、それが議員に対する大方の評価として率直に受け止め、反省し、これを機会に議員活動のあり方、議会の姿勢を見直していかなくてはならない。情報公開も今まで以上に積極的にしていく必要がある。

市長の意見書の中で報酬額について触れられているが、三十八名で計算した場合と二十五名で計算した場合を比較して年間約一千万円の削減としているが、二十五名の定数が決まっているのであるから、二十五名に引き上げられた報酬額をかけて比

較検討するのは当然である。

そして「財政難という合併したのに一番先にする仕事は議員報酬を引き上げること？」

「議員はそのために合併を推進したが？」という厳しい声も寄せられている。合併協議の中で十分説明をしたのではないか、合併協議の中で決められているとの説明もあったが、こういう直接請求があるということ自体が十分に皆さんに周知をされていないということだ。合併に関して言えば、住民説明会においても正確な説明はなされておらず、一度破綻したものが、いつの間にか訳の分からない内に合併になったというのが真実だ。

本市のこれからの街づくりに必要なものにより住民の皆さんとの信頼関係だ。それをこんな形で損なうことは避けなくてはならな

反対討論



依光美代子 議員

い。以上、述べて賛成の討論とする。

今回の合併後の議員報酬改定については、合併協議会の調整方針の中で「議会議員の報酬は、在任特例期間中は土佐山田町に準じる。特例期間終了後は、議員数二十五名とし、同規模の自治体の例をもとに報酬を調整する」となっており、議員数も三十八名から二十五名に削減した。

本来、合併当初に改選後の報酬を決めて、適応する方法が望ましかったと思う。日本共産党、「くらしと福祉を守る会」の議

員団のチラシによると、報酬を改定することで三千二百万円の経費増加が言われているが、在任特例期間の三十八名の議員報酬総額と改定後の二十五名の報酬総額を比較すると、年間約一千九百万円の経費削減となり合併による効果が大きい。

合併により、議員活動も広範囲になり、責務も今まで以上に増え山積する課題も多く、より勉強や研究もしなければならぬ。経費も益々必要となり、すべて自費で賄っている。現状の議員報酬は生活費ではなく議員活動にほとんど消えており、ある一定の年齢の人しか議員になれない。そうではなく本市が子育てしやすい街として繁栄する為にも、子育て世代の若い人がチャレンジできるくらいの生活の基盤となる一定の報酬が必要と考える。

議員となり、活発な議論が出てくるのがこの街の発展に繋がるのである。本市には、発展要素が多く秘められており、この要素を生かすためにも議会と執行部が一体となり努力・協力をするのである。

財政難を指摘されているが、本市においては順当な財政運営を行っており、平成十八年度当初予算では財政調整基金を約八億四千万円もの取り崩しを見込んでいたが、議会と執行部が一体となり財政改革への努力と、地方交付税が予定より多く入ったこともあり、基金を取り崩さずに済んだ。第二の夕張市にはならない。

この報酬の改定については、本市は手順を踏んでいる。なぜなら、この合併にあたり、合併による住民の不安感を少しでも緩和するため、また、三町村の融

和を第一に考え、在任特例を使い三十八名の議員が、それぞれの町村の思いを議会へ反映してきた。

よって、私は「議案第四十八号」には、反対の態度を表明して討論を終わる。

合併協定では、特例期間終了後に議員定数の見直しと報酬額の検討、実施することが合併協定の趣旨である。継続審査などにより審査の先延ばしや、いたずらに時間を浪費することは合併協定の規定の趣旨からも、また、本市行政運営からも適切とはいえないと考える。

反対討論



織田秀幸 議員

議案第四十八号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例に反対の立場から討論する。今回の議員報酬に関し、多くの意見を耳にした。なかでも「二度に八万円も九万円も上げるのはおかしい、納得がいかん。また財政難なのに三千二百万円も歳出増になるのは許せん」等々多くの声が寄せられた。合併から今日までの過程を知らない人なら、誰もがそのように思い、また、署名もする。

このリングゴがどんなリングゴか説明したいと思う。一部分だけ見れば、木の小枝のようなものである。また、ある人はリングゴの裏側を見てへそのようなものと思いき、食べることはできないと思うだろう。即ち何事においても一部分だけでは正確な判断はできない。当初、三十八名の議員で総額一億二千七百万円を必要とした。現在は二十五名で八千四百四十四万円である、合併当初より四千二百六十六万円削減ができています。今回の報酬アップにより削減額は一千九百万円となるが、議会の議決により、次期改選で定数を二十二名としたため、将来的には、二千三百七十五万円の削減になる。以上のことから分かるように、三千二百万円の増額と言うのは、合併から今日までの過程の中の一部だけ取り上げた、

単なる反対のためのパフォーマンスである。議員が三十八名から二十五名となり、議員一人ひとりに関わる負担は増大し、責任も重くなった。この状況下で現在の報酬だけで議員活動が十分にできるのか、今の報酬だけで十分やっていける、そう思う議員は手を挙げてほしい。

私が、皆さんに訴えたいことは、企業においても、自治体、また、どんな団体においても発展か否かは、すべて人により決まると思うからである。

「今までとは変わらんといかん」とは、東国原知事の言葉であるが、生活の保障が可能となれば、議会活動に専念できる若手の人材が必ずでてくる。本市の将来を真剣に考えるなら、議会活動に専念できる土俵作りが必要である。今日までのように、恵まれ、ある程度限ら

れた人たちだけでなく、大きく選択肢を広げ、優秀な若い力を糾合するためにも報酬アップは必要であると断言し、本案に反対の立場の討論とする。

反対討論



門脇二三夫 議員

香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について、反対の立場で討論する。

平成十九年三月二日、市民の方の直接請求によって、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例が市長から提案付議された。

このことについては合併協定書に議会議員の定数及び任期の取り扱いに関することとして

一、新市の議会議員の定数は二十五人とす

二、三町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、合併後、平成十八年九月二十三日

まで引き続き新市の議員として在任する。

三、議会議員の報酬の額については、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。としている。

これらの内容は、合併協議会で決定され、広報に記載し各家庭に配布されている。旧三町村の執行部はこれらの内容を踏まえ新しいまちづくり計画や財政

計画について、地区説明会を開催、住民の意見も聴取し合意の上で、合併に至ったと認識している。

三月八日、高知新聞の「土佐あちこち」で、市民不在とのタイトルで有志はこう主張する「財政状況が厳しいにもかかわらず、市民に十分な説明もなまま増額したのはどうしても納得できない」と確かに市民不在の決定だと思ふとの記事が見られた。

残念だと思ふのは、記事にする前に議会側の意見も聴取する等、双方の意見を聞いてはなかった。

そして、市民の方には、合併協議会が作成し配布した広報に目を通していただいていたから、説明会に参加していただいていたら、この事は理解していただけたのではないか。

ただし、今回の直接請求によって、多くの



市民の方に市政に対し関心を持っていただいたことは、評価できる。日本共産党と「くらしと福祉を守る会」議員団は、財政難なのに議員報酬は大幅アップ、議員報酬大幅引き上げは許せませんとして、三千二百万円の歳出増としていますが、合併協議会で決定された内容からすれば比較する基礎数値が誤っていると
言わざるをえない。

平成十七年四月、五月に執行された選挙で、行財政改革を目的に定数削減を実施した。その額は、香北町六名減で、約一千七百万円、物部村四名減で、約一千百万円であり、二千八百万円となっている。そして、次回削減額は、約一千三百万円となつて、合併申請後の見込み額を含めた総削減額は約五千二百万円となる。

また、議員定数も合併申請直後は、四十八名であつたが、合併時には、十名減の三十八名、昨年九月の選挙では、十三名減の二十五名に、さらに、次回選挙では三名減となる。このように議員定数は半分となつていながらもかわらず、市の面積は五三八km²と高知県の七・八%に及ぶ広い面積となつた。当然、私たち議員の活動範囲も広がっている。市民の行政に対するニーズも多岐にわたつているので、これに伴う費用も、当然必要となつてい

高知県内の市(高知市除く)の特別職及び議会議員報酬額一覧表

平成18年4月1日現在(議員数はH17.10.1現在)

市町村名 (住基人口)	市長	助役	収入役	教育長	議長	副議長	常任委員長	議員	議員数
室戸市 (18,510)	717,000	629,000	581,000	581,000	330,000	290,000	280,000	270,000	18
安芸市 (21,050)	770,000	655,000	600,000	600,000	385,000	335,000	325,000	315,000	20
香南市 (34,179)	770,000	660,000	610,000	610,000	390,000	350,000	310,000	290,000	26
南国市 (50,472)	772,000	648,000	600,000	600,000	460,000	420,000	400,000	390,000	22
土佐市 (30,168)	787,000	672,000	624,000	624,000	410,000	370,000	355,000	345,000	20
須崎市 (26,426)	738,000	651,000	604,000	604,000	356,000	304,000	294,000	285,000	20
四万十市 (37,783)	882,000	735,000	657,000	657,000	421,000	358,000	343,000	333,000	36
宿毛市 (24,070)	799,000	693,000	627,000	627,000	420,000	355,000	340,000	330,000	18
土佐清水市 (17,928)	750,000	660,000	600,000	600,000	390,000	330,000	310,000	300,000	18
香美市 (29,652)	770,000	640,000	605,000	605,000	303,000 (390,000)	231,000 (330,000)	215,000 (310,000)	207,000 (285,000)	25

注) 香美市()内金額は、平成19年4月より改定される報酬額